

(表)

郡山市公共施設利用者登録申請書(利用者登録用)

※印は必ず記入してください。

申請日※	令和	年	月	日	申請区分※	新規・変更・抹消
フリガナ※						
利用者名称※						
フリガナ※						
代表者名※						
代表者住所※	〒	-				
代表者電話番号※		-	-			
フリガナ※						
連絡者名※						
連絡者住所	〒	-				
電話番号※		-	-			
FAX番号		-	-			
メールアドレス						

確認事項※	公共施設の利用にあたっては、各施設の利用規則に従います。	☐ 同意する
-------	------------------------------	-------------------------------

パスワード※				
--------	--	--	--	--

(注) パスワードは、数字4桁で記入してください。

[illegible]

(注) 利用者IDは、既に別の公共施設に利用者登録されている場合に記入してください。

※ この申請書に記載された個人情報は、郡山市個人情報保護条例（平成6年郡山市条例第5号）及び同施行規則（平成6年郡山市規則第33号）に基づき厳重に管理いたします。

以下、施設窓口記入欄です。何も記入しないでください。

登録年月日	年 月 日	登録受付施設	
利用可能施設	公民館 ・ 総合学習センター ・ 公会堂 （公民館には、コミュニティセンター・ふれあいセンター・農村交流センターを含む）		
有効期限	年 月 日 ～ 年 月		
圏域区分	圏内・圏外		
利用者区分	☐ 一般 ☐ 企業 ☐ 体育		

(裏)

郡山市公共施設案内予約システムの運用等に関する取扱要綱（抜粋）

（行為の禁止）

第8条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 予約システムを施設使用等申請以外の目的で使用する事。
- (2) 予約システムに対し、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を行うこと。
- (3) 予約システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

2 登録者は、登録カードを譲渡し、転貸し、又は不正に使用してはならない。

（利用の制限）

第9条 市長は、対象施設の管理運営上必要があると認めるときは、予約申込期間における利用回数に制限を設けることができる。

（利用の停止等）

第10条 市長は、登録者が次の表の左欄いずれかに該当したときは、それぞれ同表の右欄に掲げる期間を上限とする予約システムの利用停止又は利用者登録の取消をすることができる。

利用停止等の事由	利用停止又は登録の取消
(1) 未納の使用料がある場合	支払いが完了するまで 利用停止
(2) 他の申請者の適正な利用を妨げる行為が認められたとき。	3か月間の利用停止
(3) この要綱又は対象施設の条例若しくは管理に関する規則の定めに違反したとき。	
(4) 公共施設の管理者の指示に反する行為があったとき。	
(5) 故意又は重大な過失により公共施設の管理又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為があったとき。	1年間の利用停止
(6) 偽りその他不正な手段による利用者登録を受けたとき。	利用者登録の取消し